

※譲渡人欄に実印を押印し、必ず印鑑登録証明書の原本を添付してください。
※課税時と譲渡人の住所が異なるときは住民票（個人番号（マイナンバー）の記載の無いもの）又は戸籍の附票を添付してください。

(自動車税還付請求権譲渡申立書の裏面)

(記載注意事項)

下記の事項に注意し記載するとともに、記載後には記載事項の再確認をしてください。

- 1 登録番号欄には、過誤納金の発生した自動車の登録番号を記入してください。
- 2 年度欄、発生年月日欄には、廃車等によって過誤納金が発生した該当年度、年月日を記入してください。
- 3 振込口座欄は、過誤納金の還付を口座振込にすることを希望する場合に記入してください。
一度振込口座番号欄に記入すると、以後県税の還付金はすべて口座振込となりますので注意してください。
振込口座を変更又は中止する際には、最寄りの県税事務所に申し出てください。

提出先は、当該自動車の課税事務所になります。
提出、お問い合わせの際には、下記の課税事務所をご確認ください。
高知県税務課や高知県中央西県税事務所へ提出しないようにご注意ください。

高知県中央東県税事務所 〒781-5103 高知市大津乙 1820-1 ☎088-866-8510	高知県安芸県税事務所 〒784-0001 安芸市矢ノ丸 1丁目 4-36 ☎0887-34-1161
高知県須崎県税事務所 〒785-0013 須崎市西古市町 1-24 ☎0889-42-2366	高知県幡多県税事務所 〒787-0028 四万十市中村山手通 19 ☎0880-35-5972